平成２７年（フ）第３８９７号
東京都豊島区池袋２丁目25－７
債務者　池田真理子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８９８号
東京都豊島区上池袋４丁目42－３－201
債務者　村上　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８９９号
神奈川県相模原市南区南台１丁目７－４　サザンシティ相模Ⅰ－205
債務者　田中　誠子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０５号
東京都板橋区小豆沢４丁目５－４
債務者　淺倉　金蔵
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１７号
東京都板橋区栄町９－10－103
債務者　木村　玄光
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１８号
東京都葛飾区東新小岩５丁目16－６
債務者　飯泉　文佳
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１９号
東京都足立区綾瀬５－17－12－303、住民票上の住所東京都足立区綾瀬３丁目17－25－506
債務者　本多　忠男
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２５号
埼玉県幸手市西２丁目６－19－101
債務者　小比類巻幸一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９３２号
東京都新宿区百人町２丁目11－８－301
債務者　戸村　正行
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９３４号
千葉県市川市大野町３丁目1802－１－201
債務者　関　智栄美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９３８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目２－29－102
債務者　松本　勝明
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９４３号
東京都中野区弥生町１丁目56－６－201
債務者　近藤　塁二
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９４８号
埼玉県川口市並木４丁目１－１－404
債務者　横畑　朋子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目46－８－202
債務者　柳澤　保雅
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５２号
東京都台東区谷中３丁目11－５－103
債務者　山内　篤司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部